

<景観形成方針>

幹線道路及び周辺の景観は市民や来訪者にまちのイメージを印象づける重要な要素であるため、道路本体の修景とともに、周辺住民等との協働のもと、良好な沿道景観の保全・創出を進めます。

- ・無電柱化、歩道の美装化、街路樹の適正な配置や維持管理等の手法により道路の景観整備に努めます。
- ・周辺住民等との協働による、幹線道路への花植え・清掃などの景観形成活動を通じて、良好な沿道景観の保全を図ります。
- ・周辺住民等との協働のもと、看板類の適正な掲示や緑化の推進など、良好な沿道景観の保全・創出に向けたルールづくりに努めます。
- ・高速道路などは、道路外部からの見え方を含め、周辺景観と調和するよう働きかけます。

注) ：景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準				
ア 配 置 ・ 規 模	a)	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●規模の大きさを緩和させるようなゆとり ○田園など景観に広がりのある地域において、幹線道路に面する敷地では、周辺の景観と調和するため、できる限り壁面を後退させる。 	<input type="checkbox"/>	田園景観が広がりのある地域において、建築物の壁面を後退させるなど、ゆとりがあり街路の広がりを感じられる景観を形成する。		P. 13
	b)	周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。 	<input type="checkbox"/>	高架道路は、周辺に威圧感や圧迫感を与えないように配慮するとともに、周辺の環境と調和するよう配慮する。		P. 14
	c)	主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●主要な視点場からの眺望の確保 ○主要な視点場から見える眺望を遮らないように、建築物及び工作物の規模、高さに配慮する。 	<input type="checkbox"/>	携帯電話基地局の設置場所は、幹線道路沿いを避けて配置する。		P. 16